

諏訪市広報すわ広告掲載取扱概要

項目	内容
1 広告掲載の基準 (要綱第3・4・5条) (要領第2条)	(1) 諏訪市広告掲載取扱要綱第3条、同4条の各規定に該当するものは掲載できない。 (2) 広報紙の公共性及び品位を損なうおそれのあるものは掲載できない。
2 広告媒体 (要領第3条)	(1) 広報紙 (2) 市のホームページ等に掲載するために電子文書化した広報紙
3 規格、刷色 (要領第4条)	(1) 規格 ①縦5.0cm × 横8.7cm ②縦5.0cm × 横17.7cm ※2枠使用 (2) 刷色 墨一色(グレースケール)
4 広告掲載の位置 (要領第6条)	暮らしの情報ページ下部(最大4枠)
5 申し込み可能数 (要領第7条)	1号当たり 2枠まで
6 広告の募集 (要領第8条)	市のホームページ、広報紙等
7 申込書類 (要領第9条)	様式第1号 原稿案又は掲載したい広告の内容を記載したもの
8 申込期限 (要領第9条)	掲載を希望する広報紙発行日の前々月25日 (例:10月号の場合、8月25日までに申し込み)
9 広告原稿の提出 (要領第11条)	市長が指定する日(概ね発行日の20日前)までに完全原稿のデータを秘書広報課に提出してください。
10 広告料 (要領第12条)	①1枠使用 8,800円(税込) ②2枠使用 17,600円(税込)
11 広告料の納付 (要領第13条)	原則として前払い